

今後の検討課題について（案）

1. 特定有害廃棄物等の範囲の見直しについて

(1) 廃電子基板等の輸入手続の簡素化に関する整理について【改正法第2条第1項第1号イ関係】

(バーゼル法見直しの方向性（合同会議報告書抜粋）)

3. (3)①環境汚染リスクが低い廃電子基板等の輸入手続の簡素化

グリーンリスト対象物である廃電子基板等のように我が国における処理において環境汚染リスクが低いと考えられる特定有害廃棄物等の輸入については、これまで輸入された廃電子基板等について、環境上適正な管理が確保されてきている現状も考慮し、我が国施設の競争環境上の不利を解消し、我が国の誇る環境技術の先進性を活かしつつ円滑な資源循環を促進するため、また、開発途上国において適正処理が困難な有害廃棄物等を適正処理が可能な施設を有する我が国が処理することで世界全体の環境負荷低減につなげるため、EUの制度を参考に、「事前の通告及び同意」手続を不要とするなどの手続の見直しをすべきである。

またアンバーリスト対象物の輸入についても、同様の理由から、EUの制度を参考にしつつ、事前同意施設で処理する目的で輸入する場合には、バーゼル法に基づく外為法の輸入承認を不要とし、最大3年間の包括的な同意を与えることができることとすべきである。

ただし、これらの輸入手続を緩和する際には、移動書類の携帯を義務付ける等必要最低限の措置の在り方についても慎重かつ十分に検討を行うべきである。

(対応の概要)

OECD理事会決定に基づくグリーンリスト対象物について、バーゼル法改正によりOECD非加盟国からの再生利用等目的の輸入についても規制対象から除き、通告・同意や輸入承認等を不要とする。

なお、アンバーリスト対象物の輸入については、輸入事業者及び再生利用等事業者の認定制度が創設され、認定再生利用等事業者による再生利用等の目的で認定輸入事業者が輸入を行う際には、輸入承認等が不要となる。その際、輸出元から送付される移動書類の携帯が義務付けられる。

(主に検討いただきたい事項)

- アンバーリスト対象物の輸入については、認定制度下においても引き続き移動書類の携帯が義務付けられるところ、グリーンリスト対象物の輸入手続緩和に際しての必要最低限の措置の在り方をどうするか

(2) 雑品スクラップのような混合物の取扱いと規制対象物に範囲に係る濃度基準について【改正法第2条第1項第1号イ関係】

(バーゼル法見直しの方向性（合同会議報告書抜粋）)

3. (2)②雑品スクラップの不適正輸出に関する懸念等を踏まえた対応

○取締り現場での迅速な規制対象物認定の実現

不適正輸出を防ぐ観点において、取締りの現場での迅速な規制対象物の認定を実現することは不可欠であり、特に、雑品スクラップのように、規制対象になりうる物(例：廃電子基板、廃電池等)と規制対象外の物(例：鉄スクラップ、プラスチック片)との混合物については、該当性の判断基準が不明確であるとの指摘があることから、現場において、混合物を含め客観的かつ短時間で規制対象物に係る該非判断が行えるよう、特定有害廃棄物等の範囲の明確化と分かりやすい該非判断基準の整備を行うべきである。

○規制対象物についての法的根拠の明確化

現在、規制対象物はサービス告示で規定されているが、バーゼル法に制定の根拠がないため、

混合物を含め具体的な特定有害廃棄物等の範囲を明確な法的根拠に基づいて定めることができるようにすべきである。

(対応の概要)

今後、既存のサービス告示を踏まえ、法の規制対象物を同省令で明確化することとした。現場において客観的かつ短時間で規制対象物に係る該非判断が行えるよう、混合物を含めた判断基準を省令等に規定する。

(主に検討いただきたい事項)

- 現場において客観的かつ短時間で規制対象物に係る該非判断が行えるよう、混合物を含めた判断基準をどのように省令に規定するか
- 法的根拠の明確化に際し、規制対象物の範囲に係るサービス告示を踏まえ、規制対象物の範囲に係る濃度基準及び測定方法をどのように省令に規定するか

(3) 輸出に係るシップバックの防止について【改正法第2条第1項第1号ホ関係】

(バーゼル法見直しの方向性 (合同会議報告書抜粋))

3. (2)③我が国からの輸出に係るバーゼル条約に基づくシップバック対応の円滑化

○輸出先国の国内規制に応じた適切な輸出管理

我が国から輸出された貨物が、輸出先国においてはバーゼル条約上の有害廃棄物等と解釈される場合があることから、こうした物がシップバック通報された場合には、(略)、これと同様の貨物を我が国から当該輸出先国に繰り返し輸出されることを防ぐため、輸出先国でバーゼル条約の対象物であると解釈されていることが明確になっている場合は、当該輸出先国向けのものについてはバーゼル法の規制対象物とする方策についても検討すべきである。

(対応の概要)

バーゼル条約に基づく各国の裁量の範囲内において輸出先国で条約の対象として明確になっている有害廃棄物については、バーゼル法改正により我が国バーゼル法の規制対象として省令で規定できるようにした。

(主に検討いただきたい事項)

- バーゼル条約に基づく各国の裁量の範囲内において輸出先国で条約の対象として明確になっている有害廃棄物について、バーゼル法の規制対象とする具体的な輸出先と規制対象物をどのように規定するか

2. 輸出における環境上適正な管理の確保のための審査基準について【改正法第4条第3項関係】

(バーゼル法見直しの方向性 (合同会議報告書抜粋))

3. (2)①使用済鉛蓄電池の輸出増大等を踏まえた輸出先での環境上適正な管理の確保

○OECD加盟国向け輸出に関する環境上適正な管理の確保の審査

EUでは、EU域外の全ての国・地域を仕向地とする有害廃棄物等の輸出について環境上適正な管理を求めていることや、我が国から大量の使用済鉛蓄電池が輸出されていた韓国において不適正処理が発覚したことを踏まえると、我が国からの特定有害廃棄物等の輸出について、輸出先国がOECD加盟国である場合にも、OECD加盟国と非加盟国との違いを考慮に入れつつ、輸出先の処理施設の環境汚染防止措置の状況等に不適正処理が疑われるような場合には、環境上適正な管理が確保されているかどうかを審査することができるようにすべきである。

○輸出に関する環境上適正な管理の審査基準の整備等

現在、環境大臣の輸出先の環境汚染防止措置の審査基準が明確化されていないことに加え、今般の韓国における不適正処理事案など輸出先における環境上適正な管理の確保についてよりの確かな審査を行うことが必要となっていることも踏まえ、輸出先での環境上適正な管理方法などに関する環境大臣の審査基準を明確化すべきである。

また、輸出承認の審査に当たって、輸出者が特定有害廃棄物等の輸出に関して確実に環境上適正な管理（シップバックの対応を含む。）を行うことができる者であるかどうかを評価するため、EU等の例も参考に、輸出者に対して当該輸出に係る資力の保証に関する書類の提出を求めるべきである。

（対応の概要）

輸出先の処理施設の環境汚染防止措置の状況等に不適正処理が疑われるような場合には、環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられているかどうかを環境大臣が確認することができるような方策を検討する。

バーゼル法改正により、輸出先での環境汚染防止措置に関する環境大臣の確認基準を環境省令で明確化することとした。

輸出に係る資力の保証に関する書類については、EU等の事例を参考に、外為法の通達等を改正して輸出者による提出が必要な書類を規定することを検討する。

（主に検討いただきたい事項）

- 輸出先での環境汚染防止措置に関する環境大臣の確認基準を具体的にどのように規定するか
- 輸出に係る資力の保証に関する書類について具体的にどのような書類を規定するか

3. 輸入事業者及び再生利用等事業者の認定制度について【改正法第14条及び第15条関係】

（バーゼル法見直しの方向性（合同会議報告書抜粋））

3. (3) ①環境汚染リスクが低い廃電子基板等の輸入手続の簡素化

アンバーリスト対象物の輸入についても、同様の理由から、EUの制度を参考にしつつ、事前同意施設で処理する目的で輸入する場合には、バーゼル法に基づく外為法の輸入承認を不要とし、最大3年間の包括的な同意を与えることができることとすべきである。

（対応の概要）

バーゼル法改正により、輸入事業者及び再生利用等事業者の認定制度を創設し、アンバーリスト対象物の輸入について、認定再生利用等事業者で処理を行うために認定輸入事業者が輸入を行う際の輸入承認を不要とした。さらに、法改正にあわせてバーゼル法の告示等を改正し、認定に係るOECD加盟国からの輸入については最大3年間の包括的な同意を与えることができるようにすることを検討する。

（主に検討いただきたい事項）

- 輸入事業者及び再生利用等事業者の具体的な認定基準をどのように規定するか

4. 試験分析目的での輸出入の円滑化について【告示関係】

（バーゼル法見直しの方向性（合同会議報告書抜粋））

3. (4) ①処理技術の進展等を図るための試験分析目的での輸出入の円滑化

試験分析を目的として少量の特定有害廃棄物等の輸入を行う場合については、試験分析を行うことで処理における技術的留意点や経済性等を事前に確認できること、試験分析を通じた廃棄物処理及びリサイクルの技術の進展が期待されることから、OECD決定及びEUの制度を踏まえ、我が国においても、バーゼル法に基づく外為法の輸入承認手続を簡素化すべきである。

また、同様の理由から、試験分析を目的として輸出を行う場合についても、原則的には通常の手続よりも簡易に輸出を行うことができるようにすべきであるが、輸出先国によって制度が異なること、適切な環境管理がなされることが確実とはいえない場合も考えられることを踏まえ、当該制度が抜け穴にならないよう留意すべきである。

（対応の概要）

バーゼル法の告示等を改正し、試験分析目的で輸出入を行う場合の輸出入承認基準を新設する

ことにより輸出入承認手続を簡素化することを検討する。当該承認基準を新設するに当たっては、これが抜け穴にならないよう留意する。

(主に検討いただきたい事項)

- 試験分析目的で輸出入を行う場合の輸出入承認基準について、これが抜け穴にならないよう留意しつつ、具体的にどのように基準を規定するか